

2021（令和3）年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）A 日程 入学試験問題
「小論文」
（60分）

注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。

【問題】 次の文章を読んで後の設問に答えなさい。（配点 100 点）

2020 年 4 月 27 日朝日新聞の夕刊で、こんな記事を見かけた。愛知県は、新型コロナウイルス対策で、休業や営業時間短縮の要請に応じた事業者に対して、一律 50 万円の「協力金」を支給することとした。名古屋市内の喫茶店 A は、県からの休業要請あった 4 月 17 日には店を閉めたが、県に電話で確認してみると、A は協力金の対象外であることがわかった。愛知県では、喫茶店を含む「食事提供施設」は、食料品店などの「生活必需物資販売施設」と共に「社会生活を維持する上で必要な施設」として、休業要請の対象ではない。ただし、午前 5 時～午後 8 時の範囲を超えて営業していた食事提供施設では、短縮営業に切り替えたり休業したりすれば協力金が支給されるが、A は従来の営業時間が正午～午後 7 時だったの、短縮営業や休業をしても、協力金は支給されないというのだ。隣の岐阜県では、A のような店が休業した場合でも、協力金の対象となる。岐阜県の担当者によれば、「人の動きを制限するために休業に協力した店には、協力金を払う必要があると判断した」とのことであった。

休業協力金は、各自治体が各々の判断で、支給対象を決定している。だから、上の例とは逆に、愛知県では協力金の支給対象だが、岐阜県では対象にならない店も出てくるかも知れない。こういう話を聞くと、なんだか不公平のように思えてくる。休業協力金の対象は全国一律に決定した方がよいのではないだろうか。

国は、2020 年 4 月 27 日の時点で住民基本台帳に記録されている人に、1 人あたり 10 万円の特別定額給付金を支給することを決めた。また、離職・廃業から 2 年以内、またはやむを得ない休業などで失業の場合と同程度に収入が減った人を対象に、原則 3 ヶ月（最長 9 ヶ月）の家賃相当額を支給する住居確保金の制度も設けられた。これらの支給は、北海道から沖縄まで、全国一律に実施される。住んでいる地域によって不公平が生じることはない。

では、なんでも全国一律がいいのかというと、そういうわけでもなさそうだ。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は、4 月 7 日に東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の 7 都府県を対象として出されていたが、4 月 16 日に全都道府県に拡大された。この中には、感染者が 1 人も確認されていなかった岩手県や、感染者が 1 桁だった鳥取県、徳島県が含まれていた。これらの県まで、緊急事態宣言の対象とする必要はあったのだろうか。知事の中には、国が緊急事態宣言を出すのではなく、各都道府県が緊急事態の要否につき判断すべきであるという意見もある。

全国一律で取り組むべきことと、各都道府県が独自に判断すべきことを振り分けていくことが必要なのは当然だが、考慮すべき要素が多いので、現実の仕分けはかなり難しいように思われる。

設問 新型コロナウイルス対策を例にとって、「全国一律にした方よいこと」と「各都道府県が独自に判断すべきこと」を振り分ける際の基準について論じなさい。